

平成26年度一般会計、8特別会計、3企業会計の決算を認定

一般会計及び特別会計の

歳入総額322億9,981万円（うち一般会計は202億5,681万円）

歳出総額310億6,767万円（うち一般会計は196億4,684万円）

基金残高 137億1,006万円（定額運用基金は除く）

市債残高 468億4,566万円

決算特別委員会

9月25日・28日・29日の3日間、委員会を開催し、平成26年度一般会計決算、8つの特別会計決算及び3つの企業会計決算の認定について審査し、全て認定すべきものと決しました。

主な質疑は次のとおりです。

審査での主な質疑

【市税について】

Q 下呂市は税収の中で固定資産税の占める割合が多い。滞納においても4億690万円で、年間税収の1割に近い額となっている。納税の公平性からみても、問題があるのではないか。また、国保税の滞納件数が609件で、1億6800万円程あるが、滞納件数が増えていくと税の算定に影響していくのか。

A 監査委員からも指摘を受けており、下呂市の滞納の状況は決して樂觀視できない。組織の見直し等で、強化できる体制を取りたい。今年から県税事務所に職員を1名派遣し、県の担当者と臨戸訪問など収納のノウハウを学んでいます。国保税については滞納が増えれば収納額が減るので、国保税

の税率算定に影響を及ぼします。

【獣害対策の県補助金について】

Q 県の鳥獣被害防止総合対策交付金を利用すれば、県の補助金を受けられるはずだが、下呂市が利用しない理由は

A 平成25年度に創設された制度で、捕獲した動物を職員が1頭1頭目視する義務があり、そのたびに職員が現場に確認に行かなければならないため、職員数が減少している現状において、この制度の利用は難しい。

【電気料の削減について】

Q 平成26年度に電力の調達先の切替えを行ったがどれくらい電力費が下がったのか。

A 下呂庁舎や振興事務所など6か所の電気料は平成25年度は1945万37円、平成26年度は1904万2518円で、差引40万7519円の削減となっている。

【地元野菜の活用】

Q 学校給食地元野菜供給奨励事業費は6万3千円だが、耕作放

棄地や農地の荒廃が進む中、農業体験など農地を守る対策は

A 学校給食への奨励事業は3団体でわずかな額だが、新給食センターの動向（需要と供給）を見ながら、団体の育成等を行ってきたい。ただし今実施している団体は高齢化が進んでいるため、様々な点を含めて検討していきたい。

【位山自然の家について】

Q 位山自然の家の利用者からは大変良かったと、評判を得ているが、利用者が減っているのはなぜか。

A 予約の受付開始日に、申し込みが集中するためです。大口の団体が同日程に集中し、受け入れができなかったため、今後は優先的受け入れを検討しています。



位山自然の家

【住宅融資について】

Q 勤労者住宅資金融資事業は実績件数〇件という状況が過去数年続いているが、その要因は

A 昨今の金融情勢により市内の金融機関で有利に借りられることや、年収400万円以下という条件があることで、この制度の利用がないと思われる。

【特定健診の受診について】

Q 特定健診の受診率が低いが、アップするための取り組みと今後の方向性は

A まずは未受診者が健診への意識を変えるようPRすることが大事。検診を受けてもらうだけでなく、別のアプローチが無いかも考えている。受診率を上げると言う点では、医師会の協力により定期的に個人医院などに受診している方も、特定健診の検査項目をクリアすれば検診を受けたことみなすという方法も考えている。

【ジェネリック医薬品の使用】

Q ジェネリック医薬品への切り替えの効果は

A 26年12月の差額通知分では、対象が490人で27年1月から6月の医療費の軽減効果額は

67万円であった。今後もPRし効果を上げていきたい。

【介護サービス受給者が増加】

Q 居宅介護サービス受給者数や地域密着型介護サービス受給者数、介護予防サービス受給者数が増加している理由は

A 要介護・要支援認定者数が2056人と前年度に比べ増えている。また地域密着型サービスについては、平成26年度中にファミリア小坂と萩原福寿苑の2施設が開設しているため。

【水道の有収率アップを】

Q 簡易水道の有収率だが、昨年度に比べ70%をきっているが、その理由は。また有収率を上げるためにこういった施策をとるのか。人口減少が著しい中、今後大変な経営難になると思われるが

A 有収率が下がっている主な原因は漏水。夜中等に調査してピンポイントで修繕を行っており、26年度は56か所ほどありました。



今回の定例会において国へ提出することとなった意見書

森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進に係る意見書

森林は、食料や水、木材・エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全・安心、国土・環境を守る重要な国民共通の財産である。しかし、森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響や農山村人口の減少等により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況になっている。

こうした中、本年3月「山村振興法」が改正され、「地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出」や「定住の促進」等が新たに基本理念に盛り込まれた。この新たな基本理念を踏まえ、山村地域の再生、地域経済の活性化を図るためには、森林・林業施策の推進は急務であり、立地条件に対応した森林整備、間伐材等の利活用、適切な治山対策、鳥獣害対策の実施等が求められている。

よって、森林・林業政策の推進のため、安定財源確保と具体的な山村振興対策に向け、下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 地球温暖化防止対策に不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源を追加するなど、森林整備推進等のための安定財源の確保を図ること。
- 2 地域振興・山村振興に向けて、森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備の促進を図るとともに、定住を促進するため、地域の中小企業者における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援等、必要な方策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。